会だ よ

第4回揖斐川町議会 定例会

令和4年第4回揖斐川町議会定例会が、6月3日から10日までの8日間の会期で開催されました。

初日には、町長から報告案件7件、条例案件4件、予算案件2件、その他案件3件の計16案件が提出され、 提案説明が行われました。このうち9案件が可決・報告され、残りの議案の審査は各常任委員会に付託さ れました。また、受理した陳情1件の審査も総務文教常任委員会に付託されました。

6日には総務文教、7日には民生建設の各常任委員会が開催され、それぞれ付託された議案の審査が行 われました。

9日の本会議では、9名の議員が一般質問を行いました。

10日の定例会最終日には、付託された7議案の審査結果が各委員長から報告され、討論・採決が行われ ました。また、この日町長から提出された予算案件1件についても審議され、すべての議案が原案のとお り可決されました。なお、陳情1件については、総務文教常任委員会の継続審査となりました。

) 令和3年度揖斐川町公共下水道事業

)令和3年度揖斐川町一般会計予算の

画及び予算の報告

繰越明許費の報告

本定例会に提出された案件の主な内容、一般質問及び答弁の要旨は次のとおりです。

算の繰越額の報告

○揖斐川町過疎地域の持続的発展の支 援に関する特別措置法に基づく固定 所要の改正が行われました。

条例案件

)揖斐川町の公益的法人等への職員の る条例 派遣等に関する条例の一部を改正す

○令和4年度揖斐川町町営住宅事業特

140億5960万円

8億4960万円増額

補正後予算額

別会計補正予算(第1号)

派遣できる公益的法人等を整理するた 土地開発公社の解散に伴い、町職員を 般財団法人いびがわ及び揖斐川町

事故繰越しの報告

) 令和3年度揖斐川町一般会計予算の

) 令和3年度揖斐川町水道事業会計予

特別会計予算の繰越明許費の報告

)令和4年度揖斐川町 補正額 算(第1号

一般会計補正予

部を改正する条例 資産税の課税免除に関する条例の

部改正に伴い、引用規定に項ずれが生 じたため、所要の改正が行われました。 ○揖斐川町基金条例の一部を改正する 租税特別措置法及び同法施行令の

)令和3年度揖斐川町土地開発公社事

次の7件が議会に報告されました。

町土地開発公社事業計画及び予算並

耒報告及び決算、令和4年度揖斐川

びに令和4年度揖斐川町土地開発公

条例

残余財産の帰属により、 するため、所要の改正が行われました。 域の活性化のための新たな基金を創設 ○揖斐川町営単独住宅管理条例 一般財団法人いびがわの解散に伴う 久瀬·藤橋地

令和3年度株式会社サンシャイン春

日事業報告及び決算並びに令和4年

度株式会社サンシャイン春日事業計

| 令和3年度一般財団法人いびがわ事

素報告及び決算の報告

社事業報告及び決算の報告

により、行政財産として適切に管理す 残余財産である藤橋マンションの帰属 一般財団法人いびがわの解散に伴う

るための条例が制定されました。

補正後予算額

補正額

160万円増額

6860万円

一般会計補正予

○令和4年度揖斐川町

算(第2号)

2022. 8 Public Information IBIGAWA 8

補 正額

8780万円増額

補正後予算額

141億4740万円

その他案件

揖斐川町指定金融機関の指定

協同組合本店が指定されました 揖斐川町坂内ライスセンターの指定 令和4年10月1日から、いび川農業

> 10 10

管理者の指定

いび川農業協同組

令和4年6月20日 令和5年3月31日

1 合

指定の期間 指定管理者

物品購入契約の締結

インターネット系サーバー機器購入

契約金額 中央電気工事株式会 1166万円

社岐阜営業所

契約の相手方

議 会 活 動 報 告

町有施設視察研修

5月

24 24 16 日 日 日 第6回議会運営委員会

27 日 第3回全員協議会 5月月例会

6月

3 日 9 日 7 日 H 本会議 本会議 第3回議会改革推進特別委員会 6月月例会 第7回議会運営委員会 第2回民生建設常任委員会 第4回定例会開会 第2回土地施設特別委員会 第2回総務文教常任委員会 第4回定例会閉会 一般質問 本会議

議員9名が町政を問う

本定例会の一般質問の要旨をお知 らせします。(紙面の都合上、質問お

よび答弁は要約しています)

小倉 昌弘 議員

町の観光事業について

び付けたいと答えられました。 り、バギーなど自然を活かした取り組 みをし、施設間で連携を図り誘客に結 指定管理者制度によりキャンプや魚釣 年の私の一般質問への答弁で、町長は、 揖斐高原貝月リゾートについて、 昨

理由に久瀬温泉白龍の湯の閉鎖を考え ているということを伺いました。 しかし、今年に入ってから、 採算を

> ツーリング客や貝月リゾートの利用者 えるとのことでした。 みも参考にしながら有効な手立てを考 を最優先とした中で、池田町の取り組 こちらは未だに閉鎖されたままです。 として活用すべきではありませんか。 も利用されています。一帯の観光資源 昨年の答弁では、地域住民の暮らし 次に、粕川オートキャンプ場ですが

策も可能になると思います。 とができ、迷惑を被る地元のための対 行ってもらうなど、はっきりと断るこ とで、ルールを守らない人には出て 私は、 池田町のように有料化するこ

張ることも禁止なのでしょうか。 が、直射日光を避けるためにテントを びは禁止されていないとのことです 止されていますが、水辺の散策や水遊 また、キャンプやバーベキューは禁

しょうか。 止したいと考えているのではないで 町長は、 粕川オートキャンプ場を廃

町 長

ます。 新たな経営形態で管理運営に努めてい は、4月から指定管理者が変更となり、 揖斐高原貝月リゾートと久瀬温泉

キャンプなどアウトドア事業を展開 しており、 し、年間を通じて楽しめる環境を提供 **貝月リゾートでは自然を活かした** 久瀬温泉では、 利用客增加

> どと連携した効果的な取り組みについ のため、 て指定管理者と検討しています。 **久瀬温泉については、今後の財政運** 貝月リゾートや藤橋道の駅な

白龍の湯は町民の憩いの場であり

としていますので、将来の財政状況を う言葉が出たのではないかと思います くことが必要であると考えています。 を行い、効率的な財政運営に努めてい 鑑み、選択と集中により施設の見直し が、現在、閉鎖は考えていません。 営を考えたときに、存続、縮小あるい は、指定管理料など多額の費用を必要 は廃止を検討する表現の中で閉鎖とい **久瀬温泉に限らず、多くの観光施設** 粕川オートキャンプ場については、

りました。 耳にし、改めて問題の根深さを思い 開を望む声を聞いたことはなく、むし 物に臭いがついて困っているとの声を ろ、住宅の近くにキャンプ場を開設し たこと自体が間違いであるとか、洗濯 市場や瑞岩寺の方からキャンプ場の再

場など相応の施設整備が必要となり、 支がマイナスになることが懸念されま を24時間常駐させるなど、かえって収 すが、有料化する以上は管理棟や調理 夜間の騒音などに対応するには管理人 また、有料化にしてはというお話で

キャンパーを追い出すことは、 るとのご指摘ですが、 を守れない人達を追い出すことができ に困難ではないかと考えます。 有料化することで、管理人がルー 夜騒い でいる 現実的

たいと思います。の状況、事例を調べながら検討を続けとの両立が可能か、各地のキャンプ場との検討を続け

するものではありません。涼を求めて張られるテントまでを禁止なお、昼間に水遊びなどをする中で、

立木 秀康 議員

物の被害が増加しています。

戦阜県では、ニホンジカは第2種特 定鳥獣管理計画の対象鳥獣に指定され ており、頭数調査や頭数管理が行われ ています。一方、ニホンザルは令和5 年度の指定を目指し、頭数、群れの数、 移動状況などの調査が行われていると

ねします。とで、何がどのように変わるのかお尋獣管理計画の対象鳥獣に指定されるこす。また、ニホンザルが第2種特定鳥す。また、ニホンザルが第2種特定鳥

町長

のと思われます。ができ、被害対策の強化につながるもができ、被害対策の強化につながるも策定されると、県が主体となりニホン策にがあると、県が主体となりニホンザルの第2種鳥獣管理計画が

具では、分手を与り間を幾号へが七への情報提供を行っています。 への情報提供を行っています。 いがルの出没情報等の収集に努め、県 11月にサル監視協力員を任命し、ニホ 11日にサル監視協力員を任命し、ニホ

がお答えします。 進捗状況等の詳細は、産業建設部長ンケートを実施されるとのことです。 し、夏ごろを目途に現地調査や住民ア

産業建設部長

による町内の農業被害によっていませんでした。

にかっています。これに対し、町主な捕獲しています。これに対し、町主を捕獲しています。ニホンザルは、こを捕獲しています。ニホンザルは、こかがで実施する有害捕獲により155頭がで実施する有害捕獲による町内の農業被害なれておらず、個体数調整捕獲は行わる。

収集し、現在も継続しています。間で59回、延べ795頭の出没状況を視協力員を5名任命し、その後3か月調査を見据え、町は昨年11月にサル監計画策定準備のための県による生息

協力していきます。が夏ごろを目途に実施する生息調査にらの情報を随時県へ提供するなど、県員の任命を予定しており、今後はこれ

立木 秀康 議員

デジタル化について

通化を進めています。 X推進計画を策定し、全国統一的な取 Nとなる行政手続きのオンライン の組みとなる行政手続きのオンライン のとなる行政手続きのオンライン のは自治体D

利になるのかお尋ねします。 利になるのかお尋ねします。 が、自治体情報システムの標準化・共が、自治体情報システムの標準化・共が、自治体情報システムの標準化・共が、自治体情報システムの標準化・共が、自治体情報の行政手続きのオンライン

町 長

行政のデジタル化は、自治体DX推進計画などに基づき、自治体全体が足並みを揃え、行政手続きのオンライン並みを揃え、行政手続きのオンラインがのデジタル化は、自治体全体が足がないます。

につながるものと思います。 類漏れなども軽減され、確実な手続きができ、住民の皆さんの利便性の向上は資するとともに、入力事項や添付書ができ、住民の皆さんの利便性の向上コンやスマートフォンから申請手続きのオンライン化は、役場

押印等の原則廃止とオンライン化のた令和3年度には、行政手続きに係る

開始しました。 戸籍など一部証明のオンライン申請をめの基本的な作業を実施し、住民票や

普及にもつなげていきます。
・一次でいきます。また、オンライン中にのかで、動作検証、例規整備などに取りたが、動作検証、例規整備などに取りたが、動作検証、例規整備などに取りたが、動作検証、関が推進する子育て支援、

策定を進めています。 策定を進めています。 策定を進めています。 策定を進めています。 策定を進めています。 策定を進めています。 策定を進めています。 策定を進めています。 策定を進めています。 策定を進めています。

を認識しながら取り組んでいきます。イドにも十分な配慮が必要であることては、デジタル弱者、デジタルディバなお、デジタル化を進めるにあたっ

立木 秀康 議員

公民館の利用促進について

上続き、様々な活動自粛などもあり、新型コロナウイルス感染症が2年以

うに思われます。 少し、町全体の活力が低下しているよ公民館のサークル活動、地域交流が減

す。 域交流を活発にしたいと思っていま公民館活動を積極的にアピールし、地公民館活動を積極的にアピールし、地

で配布したアピールしてはいかがでで配布したり、町ホームページや広報で配布したり、町ホームページや広報ではかし、公民館、 の書館、役場などを作成し、公民館、図書館、役場などをが成し、公民館、図書館、 で しょう。

町長

などが実施されています。
おいます。
ですが、徐々に経済活動などが再開され、公民館でもグラン育活動が再開され、公民館でもグラン策をした上で、社会教育活動や社会体ではいます。町においても感染症対況ですが、徐々に経済活動などが再開

合併後の揖斐川町は、人口減少が

で周知啓発に努めています。は公民館だよりや広報誌への掲載など館の活動なども掲示や紹介等、あるい館の活動なども掲示や紹介等、あるい活動、地域交流センターや各地区公民に

の額を要しています。

皆さんで、地域の皆さんが参加したく運営委員会や活動推進員などの関係のので、周知や広報と並行して、公民館やPRにつながるものではありませんしかし、周知や広報だけで利用促進しかし、周知や広報だけで利用促進

うことも大事だと考えます。なるような活動・事業を展開してもら

ています。 展開できるよう努めていきたいと思っ皆さんが参加したくなる公民館活動をや助言、サポートをしながら、地域ので助言、サポートをしながら、地域のではない。

高橋 径夫 議員

係る今後の使用料について農業集落排水・公共下水・個別排水に

設置補助制度を推奨してきました。 下水道事業を行わず、小型合併浄化槽 旧久瀬村は、財政面で将来の施設維 に、未だに接続率が低い状況です。 の施設維 に対し、財政面で将来の施設維

設備の更新、維持管理費に毎年かなりで28年経過しているものもあり、機械既に、稼働している施設は古いものする一方です。

今後も経費の増大が見込まれる中、今後も経費の増大が見込まれる中、町の財政状況からも今以上の一般か。負担増にも限度があると思いますが。負担増にも限度があると思いますが、

どうしていくのか、町長の考えを伺い負担するのか、また、将来施設自体を負担をお願いするのか、それとも町でぼすであろう負担増、今以上に町民にぼすであおう負担増、今以上に町民にでなく若い世代の人たちにも影響を及

町 長

下水処理は、人口密集地では下水道でよる集合処理、そうでない地域では活の洗浄化槽で個別処理をした方がコスト的が集合処理事業を進める中、旧久瀬村が集合処理事業を進める中、旧久瀬村が自併浄化槽による個別処理をした方がコスト的にとは賢明な判断であり、そうした。

ります。 ります。 ります。 ります。 ります。 は、、体制の中で今後も安定 のに下水道事業を維持していくための 現状の仕組み、体制の中で今後も安定 のに下水道事業を維持していくだめの のにでいるが、 のにでいなが、 のにでいなが、 のにでいなが、 のにでいなが、 のにでいなが、 のにでいるが、 のにでいなが、 のにでいなが、 のにでいなが、 のにでいなが、 のにでいなが、

直正化に加え、水道の有収率、下水道 適正化に加え、水道の有収率、下水道 高正化に加え、水道の有収率、下水道 が、料金の値上げを認めていただくの か、料金の値上げを認めていただくの か、時期が来たら必然的に検討しなけ ればならない案件です。その前段とし て、施設設備の整理・統合など規模の て、施設設備の整理・統合など規模の で、施設設備の整理・統合など規模の

化に努めたいと思います。の接続率の改善による管理運営の健全

また、下水道の場合、接続時の一番のネックが高額な宅内配管工事費であることから、これらの負担軽減策についても検討していく必要があり、町といても検討していく必要があり、町とは経験者や専門家で組織する研究会に 登加し、接続率の高い自治体の政策や取り組みなどについて調査研究、情報 取り組みなどについて調査研究、情報 ないるところです。

高橋 径夫 議員

水道施設の改修計画について

生しているのが現状ではないでしょう 生しているのが現状ではないでしょう 施設では老朽化により常に漏水等が発 経過している施設もあり、いくつかの 水道施設は、最も古いもので42年が

有収率は多くの施設で低く、毎年監査委員から原因調査と適切な対策が必要であると指摘されています。特に古要であると指摘されています。特に古要であると指摘されています。特に古の断水状態がいつ起きるかも分からなの断水状態がいつ起きるかも分からないと思われます。

のではないでしょうか。 風や大雨時の管理等にも苦慮している 表流水を利用している施設も多く、台

こうしたことから、一度の財政負担

す。的に改修をしていくべきだと考えま行い、施設の改修計画等を立て、計画とならないよう、早い段階から調査を

修計画についての考えを伺います。今の段階での調査等の進捗状況と改

町長

ます。 から優先順位をつけ、順次改修してい 管路を含め耐用年数の到来したもの

図っていきたいと思います。
図っていきたいと思います。
図っていきたいと思います。
のっていきたいと思います。
のっていきたいと思います。
のっていきたいと思います。
のっていきたいと思います。
のっていきたいと思います。
のっていきたいと思います。
のっていきたいと思います。
のっていきたいと思います。
のっていきたいと思います。

と出ています。

考えていかなければと思っています。規模適正化のため施設の統廃合なども中、計画的に改修を進めるとともに、立指摘のように、施設が老朽化する

平井 豊司 議員

ヤングケアラーについて

のか伺います。

また、これからどのようにしていく

家族の世話などを日常的に行っているが担うと想定されているような家事や①「ヤングケアラー」とは、本来大人厚生労働省のホームページに、

全に見合わない重い責任や負担 ②年齢等に見合わない重い責任や負担 ②年齢等に見合わない重い責任や負担 での勉強に励む時間、部活に打ち込む での勉強に励む時間、部活に打ち込む での勉強に励む時間、部活に打ち込む であとしての時間」と引き換えに家事 であとしての時間」と引き換えに家事 でを差し伸べることでヤングケアラーが を差し伸べることでヤングケアラーが を差し伸べることでヤングケアラーが を差し伸べることでヤングケアラーが を差し伸べることでヤングケアラーが を差し伸べることでヤングケアラーが をがまる、「子どもがある。 そっていられるまち」をみんなでつくっていきませんか。

また、令和2年度の厚生労働省の調査では、調査に参加した中学校の46・6%、全日制高校の49・8%にヤングケアラーがいるという結果となっており、同調査に回答した中学2年生の17人に1人がヤングケアラーであったことが分かりました。

どう向き合っていますか。されていますか。その生徒たちに対しは要川町内のヤングケアラーの把握はることが大事だと思いますが、現在、であり、まわりが救いの手を差し伸べであり、まわりが救いの手を差し伸べ

町 長

ヤングケアラーは、子どもにとって

があります。 教育等に影響が出てくるといった問題責任や負担がかかって、本人の育ちや重齢や成長の度合いに見合わない重い

題だろうと思っています。 ように努めていきたいと思います。 また、もう少し視点を広げれば、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」というようなことが世間ではいわれており、介護する人が高齢ではいわれており、介護する人が高齢であろうと子どもであろうと、その方に過度の負担があり、生活上いろい方に過度の負担があり、生活上いろい方に過度の負担があり、生活上いろい方に過度の負担があり、生活上いろいる方に過度の負担があり、生活上いるいます。 まうに努めていきたいと思います。 まうに努めていきたいと思います。 まうに努めていきたいと思います。

を体制を、まわりの人の意識の涵養も 手を差し伸べられるように、そういっ かり兆候を把握できるように、支援の ない方も多いため、学校、地域、ある ない方も多いため、学校、地域、ある ない方も多いため、学校、地域、ある ない方も多いため、学校、地域、ある

思っています。

教育長

家庭の内情に触れる、デリケートな面高様であると考えています。同様であると考えています。成において、ヤングケアラーは大変大成において、ヤングケアラーは大変大成において、ヤングケアラーは大変大

があり、表面化しづらいことからもな

まる場合もあります。 で表言相談日を設け、一人一人に寄り に教育相談日を設け、一人一人に寄り に教育相談日を設け、一人一人に寄り に教育相談日を設け、一人一人に寄り を活に関する相談内容によっては、保 ない支えることに努めています。家庭 生活に関する相談内容によっては、保 がなか困難な状況です。

制の構築を一層進めていきます。てすぐに相談できる信頼関係や相談体職員研修とともに、子どもたちにとっかアラーについて理解を深めるためのケアラーについて理解を深めるための

ることから、町福祉部局や民生児童委の状況に応じた適切な支援が必要であに助けを求めないケースや、家庭内でに助けを求めないケースや、家庭内でが家族だから当たり前だと考え、周囲が家族だから当たり前だと考え、周囲

いきます。 員等と連携して対応し、支援を図って

公斐 良治 議員

ライブレコーダー設置補助について自転車保険加入促進及び高齢者へのド

までは、自転車保険の加入以外にもヘルメットの着用、定期的な点 が、その背景には、自転車の事故でも が、その背景には、自転車の事故でも が、その背景には、自転車の事故でも が、その背景には、自転車の事故でも が、その背景には、自転車の事故でも が、その背景には、自転車保険の加入以

つながることが期待できるため、設置が高まることから、交通事故の減少にして、走行中の記録映像により検挙率転者の安全意識の高揚と副次的効果と転者の安全意識の高揚と副次的効果とをが高まることが明待できるため、設置

しょうか。 に対して補助を検討してはいかがで

町 長

関する条例」が施行されました。県自転車の安全で適正な利用の促進に、中華県のは、今年4月1日に「岐阜

この自転車の安全で適正な利用促進に各都道府県で制定の動きがありますに各都道府県で制定の動きがありますされたことを把握していたことから、されたことを把握していたことから、されたことを把握していたことから、電場であれているです。愛知県でことがら、揖斐川町としてどのようなることから、オ斐川町としてどのようなことができるか考えていきたいと思っています。

進めているところです。
をタイプのものを揃えるなどの準備を存のヘルメットに加え、様々なサイズ要駅のレンタサイクルにおいても、既まる義務がありますので、養老鉄道揖も出しの際にヘルメットの着用を推進し出しの際にヘルメットの着用を推進する義務がありますので、養老鉄道揖

ら、現在ドライブレコーダーの設置補という因果関係が分からないことか設置が高齢者の交通事故防止に役立つ運転する車へのドライブレコーダーの選権助については、高齢者がダーの設置補助については、高齢者が

されませんでした。を図りましたが、申請者が少なく普及ですが、以前補助制度を設け設置促進止に有効なのがブレーキアシスト機能助は考えていません。むしろ、事故防

と考えます。と考えます。と考えます。と考えます。と考えます。と考えまする意識の向上、啓発や啓蒙を今以関する意識の向上、啓発や啓蒙を今以度をつくることよりも、まずは自転車度をつくることよりも、まずは自転車

備や森林・林業への理解の醸成、山村

部と山村地域との交流を通じた森林整対応や森林環境譲与税における、都市

振興が期待されているところです。

衣斐 良治 議員

成27年には、森を育て、活用し、計画の面積の約91%が森林であり、平町の面積の約91%が森林であり、平を目的に、「揖斐川町ふるさとの森づくり条例」が施行され、町、森林組合、な財産として次の世代に継承することな財産として次の世代に継承することな財産として次の世代に継承することな財産として次の世代に継承することな財産として次の世代に継承することな財産として次の世代に継承することな財産として次の世代に継承することな財産として次の世代に継承することな財産として次の世代に継承することなり条例」が施行され、町、森林資源のまちづくり、指しいの活用について、森林資源のまちづくり、担い手育成などの人材育業の発展、町の活性化、創生へつなげる森づくり、担い手育成などの人材育る森づくり、担い手育成などの人材育る森が資源のまちづくり、

令和9年3月まで延期されておりま 常管理制度も始まっています。また、 環境譲与税が交付されており、森林経 環境譲与税が交付されており、森林経 環境譲りでは、令和6年度からの森

れています。さらに、脱炭素社会への企業や民間団体も様々な取り組みをさ活用、森林空間の利用などがなされ、また、町内では、森林資源の多様なまた、町内では、森林活用に関する

す。
とが町の一つの戦略になると考えま移住など地域活性化へつなげていくこサービス産業を創出し、新たな雇用、乗へが変別の多様な活用により、森林森林資源の多様な活用により、森林

か。 域活性化を図ってはいかがでしょう ちづくりの最重点の一つにおいて、地 そこで、森林資源の多様な活用をま

きない生活資源でした。
では、森の恵み、特用林産物の活用でいてですが、シイタケなどの当業、栃の実、竹製品などは昔から食用、燃料、がは具などに使用され、欠かすことのでは具などに使用され、欠かすことので

そこで、ジビエ、薬草、お茶などとれ、重要視されています。

なげてはいかがでしょうか。
と活用し、特産振興、地域活性化へつ
絡めて、この地にある森の恵みをもっ

町 長

森林資源の活用については、平成27

層の推進に努めているところです。がることから、町長就任直後に、森林いることから、町長就任直後に、森林がることから、町長就任直後に、森林が経営管理室」を立ち上げ、事業の一

また、森林環境譲与税については、また、森林環境譲与税については、多い中、揖斐川町はしっかりと活用さ多い中、揖斐川町はしっかりと活用さまで、森林環境譲与税については、また、森林環境譲

特産品開発も進めています。
株正、あるいは「徳山なんば」などのな展開、切り口も誕生しています。まな展開、切り口も誕生しています。まな展開、切り口も誕生しています。まな展開、切り口もごという新たいまで、 本産物の活用については、ジ

く努めていきます。 今後もこうした流れを一層強化すべ

國枝 誠樹 議員

バス通学者への定期券購入補助について

す。 鉄道利用者定期券補助金制度がありまの通学定期券の購入を補助する高校生の通学定期券の購入を補助する高校生

が、定期券補助制度は鉄道に限定され校へバス通学する生徒も多くいます学区制の廃止により、岐阜方面の高

用することができません。 ス通学には定期券購入の補助制度を利ているため、同じ公共交通機関でもバ

慮して策定されたものではないかと思存続を目的とした補助であるため鉄道に限定されており、揖斐川町にとってこの2つの鉄道は生命線といえるほどこの2つの鉄道は生命線といえるほどこの2つの鉄道は生命線といえるほどに、高校生に限定しているということは、子育て支援を目的とした補助であるように、高校生に限定しているというに、高校生に限定しているというと思うに、高校生に限定しているというと思うに、高校生に限定して報じているというというによりによります。

すが、町長の考えを伺います。 様々な高校を自由に選択できるように 様々な高校を自由に選択できるように するためにも、また高校生を育てる子 育て世帯の負担軽減、子育て支援策と するためにも、また高校生を育てる子 するためにも、また高校生を育てる子 するためにも、また高校生を育てる子 ない。 が、町長の考えを伺います。

町 長

業です。
利用促進に資することを目的とした事的な負担軽減と養老鉄道、樽見鉄道の係る補助金については、保護者の経済係る補助金については、保護者の経済

行われていますし、樽見鉄道についてグラムの一環として定期券購入補助が養老鉄道存続のためのアクションプロ圏地域公共交通網形成計画」における養老鉄道については、「養老線交通

ます。図るために同様の補助制度を行ってい図るために同様の補助制度を行っていも、利用者の増加を図り、経営改善を

議員からは、鉄道支援の側面のみないはと思います。 保限のない話になるのどこまでを経済支援を導入してはとのことでは、名阪近鉄バスや岐阜バス、さらどの通学支援を導入してはとのことでは、大大の通学支援を導入してはとのように、大学生の保護者からも、補助を希望されている方も相当数おられますし、大学生の保護者からも、補助を希望される方が聞こえてきます。このように、大学生の保護者からも、補助を希望されている方は、鉄道支援の側面のみならず、子育て支援の面からバス通学ならず、子育て支援の面からバス通学ないが、

す。 で検討していく必要があると思いまるためにも、補助の範囲や目的を十分 と集中による持続可能な財政運営を図 と集中による持続可能な財政運営を図 でおり、厳しい財政状況の中で、選択

いと思っています。
教育環境の整備という面でも頑張りたてに適した環境、例えば今年から開始てに適した環境、例えば今年から開始だけではなく、子育てしやすい、子育だけではなく、子育でしれる経済支援

いきます。 りながら、子育て環境の充実に努めて現金給付と現物給付のバランスを取

宮部 一也 議員

オオキンケイギクの駆除について

道端で黄色の花を咲かせているオオキンケイギクが年々増えているように利用されていましたが、2006年に利用されていましたが、2006年にはなく、春菊のような少し苦みのあるはなく、春菊のような少し苦みのある味わいで、2015年には岐阜大学の味わいで、2015年には岐阜大学の味わいで、2015年には岐阜大学の味わいで、2015年には岐阜大学のなると、春菊のような少し苦みのあるはなく、春菊のような少し苦みのあるはなく、春菊のような少し苦みのあると発表されました。

譲渡が禁止されています。強い繁殖力にありそうで、栽培、運搬、特定外来生物に指定された理由は、

野除の方法は、開花前に種子の飛散 を避けるために頭花を摘んだあと、根 ごと抜き取り、その場で数日間天日に ごと抜き取り、その場で数日間天日に で入れて密封し枯死させた後、焼却処 に入れて密封し枯死させた後、焼却処

がりを見せています。 道路から耕作地の農道や畔などにも広方が駆除されていますが、最近は堤防

また、抜き取ったオオキンケイギクついて、どうお考えですか。 町では、オオキンケイギクの駆除に

か。 を町で引き取って処分してもらえます また、抜き取ったオオキンケイギク

町長

に入れて、焼却処分するというのが主は、抜き取り後、乾燥させビニール袋オオキンケイギクの駆除について

な駆除の方法です。

処分します。

「町としては、オオキンケイギクに限めず、そういった植物については枯死らず、そういった植物については枯死らず、そういった植物については枯死らず、そういった植物については枯死らず、そういった植物についてはれている。

今回、オオキンケイギクに関しての今回、オオキンケイギクに関してのかという正確な数は把握できていませんが、例えばヌートリア対策など有めな手立てはとられています。そのうち揖せんが、例えばヌートリア対策など有めな手立てはとられています。そのうち揖せんが、例えばヌートリア対策など有めな手立てはとられていません。そういう意味でも、オオキンケイギクに限らず、そうした160近い動植物全般らず、そうした160近い動植物全般に対し、住民の皆さんへの影響を勘案に対し、住民の皆さんへの影響を勘案に対し、住民の皆さんへの影響を勘案に対し、住民の皆さんへの影響を勘案に対し、住民の皆さんへの影響を勘案に対し、対し、

一也議員

避難所における感染防止対策強化につ

らて

チェックカード」の事前記入等、区長には、岐阜県の避難所運営ガイドラインに沿って感染症対策が十分に行われてに沿って感染症対策が十分に行われて。住民には避難所の混雑を避けるため、自宅避難や避難所以外への避難の検討、マスク、消毒液や体温計等の備品の持参、受付時の混雑を避けるための「避難者カード」や「健康状態を必の「避難者カード」や「健康状態」という。

予防対策が実施されていると感じましにも、細部にわたりハイレベルな感染以前、避難所設営訓練を見学した際会を通じ周知されていると思います。

しかし、換気については、県や町のしかし、換気を定量化する必要があるので数分間程度窓を全開にする定期的な換数分間程度窓を全開にする定期的な換気の実施」というあいまいな表現で、大分な換気がされているのか分かりませんし、避難所ごとに環境が異なるため、換気を定量化する必要があるのでめ、換気を定量化する必要があるのでは、原や町のしかし、換気については、県や町のしかし、換気については、県や町の

が行えます。

「既に換気をすることで、換気の定量化の濃度を測ることができるため、室内の濃度を測ることができるため、室内を表濃度を測ることができるため、室内を表濃度を測ることができるため、室内では昨年度、福祉施設や学校に二

した。 子どもたちが自主的に換気をしていま子どもたちが自主的に換気をしていまよって青、黄、赤の警告灯が表示され、

しょう。
とまう。
といますが、いかがではい明記することで、感染防止対策のにも明記することで、感染防止対策のはも明記することで、感染防止対策のは、

町 長

が不可欠であることから、令和2年5町では、避難所における感染症対策

として始められたのが、タウンプロ

り、それを食い止めるための取り組み人口流出という悪循環が生まれてお

しています。 実際の避難所設営訓練においても実施ナウイルス感染症対策編」を策定し、

ます。
うため、大型扇風機を既に設置していニュアルに示した換気をスムーズに行ニュアルに示した換気をスムーズに行

に 活用も考えていきたいと思っていま 学校には既に125台を配備していま 学校には既に125台を配備していま がで、学校が避難所になった際には が、今回の補正予算において既に避難 は、今回の補正予算において既に避難 は、今回の補正予算において既に避難 に、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議 が、の導入を決定し、現在、予算審議

の充実に努めたいと考えています。特に重視をしており、今後もその内容特に重視をしており、今後もその内容

若園 敏朗 議員

タウンプロモーション推進について

力低下、それを原因とする都市部への多くの自治体で人口減少による経済動、あるいは営業活動とも言えます。可ランド化して世間に広める広報活活動を意味します。地域が持つ特徴を治体による地域活性化のための全ての

モーションです。

住民も巻き込んで共に取り組み、は、住民も巻き込んで共に取り組み、地域の魅力をよく理解し、地元に強い地域の魅力をよく理解し、地元に強い地域の魅力をよく理解し、地元に強い地域の魅力をよく理解し、地元に強いがと思います。そのためには、住民ががと思います。その次のでは、

ません。ションに力を入れているようには思え、いージ等を見る限り、タウンプロモーしかしながら、揖斐川町のホーム

でように戦略的にPRしていきますのように戦略的にPRしていくことががのように戦略的にPRしていくことががあるがと思いますが、揖斐川町の魅力は何だと思いますが、揖斐川町の魅力は何だと思いますが。

ウンプロモーションの今後の方針、民ぶことを取り入れてはと考えます。タ多いですが、民間企業等の活動から学に馴染みのない「営業」という要素が②タウンプロモーションには、自治体

て、お伺いします。間や住民を巻き込んだ取り組みについ

町長

岐にわたります。 町内外へ積極的に発信すべき情報は多策を含めた各種の移住・定住支援など、源であり、子育て世代への様々な支援がであり、子育て世代への様々な支援をしい自然環境であり、母育の世代への様々な支援

これらをどうPRしていくかについては、月並みですが、広報誌、ホームページ、いびがわチャンネル、SNS等の各広報媒体の特性を活かしながら、各媒体から必要な情報、欲しい情報を受け取ってもらえるように努めるということになりますが、その他に、ということになりますが、その他に、ということになりますが、その他に、言れしたのが、「竹のぬくもりイルということになりますが、広報誌、ホームについるが、「竹のぬくもりイルを表したのが、「竹のぬくもりイル

反響を生んだからだと思います。 あれだけ多くの方に、これまでとは さった客層・世代の方々にお越しいた だけたのは、町のPRもさることなが ら、イベントをご覧になった方々が各 自でインスタやツイッター等SNSで 取り上げ、それが自然に拡散され、大

体が行うPRの何倍のも効果、速さでを発信すれば、様々な人の手で、自治することも大切ですが、魅力あるもの今の時代は、自治体が主体的にPR

ー。 加価値を高めることに努めていきま新たな魅力づくり、従来ある資源の付どの様々な方と連携しながら、地域のかを民間団体やNPO、地域の方々なで、いかに魅力あるものを創出できる自然と拡散され広まっていきますの

んだ取り組みをしています。や大学生、地域の有志の方々を巻き込いミネーション」などで地元民間団体り組みについては、「竹のぬくもりイ後の方針と民間や住民を巻き込んだ取

若園 敏朗 議員

あると認識しています。 町のホームページには2つの役割がホームページのリニューアルについて

にかかわる情報、財産に関わる情報な活に必要な情報、災害情報などの生命ることです。行政施策の情報や社会生1つ目は、町民に正しい情報を伝え

多主定主、ふるさい内兑の3つよ重要力を伝えることです。特に観光文化、2つ目は、町外の方に揖斐川町の魅ど多岐にわたります。

す。でなく、今後の発展に大きく寄与しまでなく、今後の発展に大きく寄与しまなポイントで、町の収入源となるだけ移住定住、ふるさと納税の3つは重要力を伝えることです。特に観光文化、

Webから情報を得る世代がどんどの声が以前から聞こえてきます。の声が以前から聞こえてきます。しかし、自

ことが問題です。
入当時のままほとんど変わっていないメニュー構成、画面デザインなどは導操作性の面では便利になりましたが、操作性の面では便利になりましたが、

本の検証が必要だと思います。 は、メニューボタンやバナーの配置、 で、メニューボタンやバナーの配置、 が要な情報へたどり着くためのサイト ではありません が要な情報へただり着くためのサイト が要な情報へただり着くためのサイト が要な情報へたどり着くためのサイト

①現在の町のホームページをどう思い①現在の町のホームページをどう思いをすったホームページに変と使う立場に立ったホームページに変と使う立場に立ったホームページに変えてもらいたいと思います。 えてもらいたいと思います。 れからの揖斐川町のホームページをどう思い 可長に2つ質問します。

いと思います。

町長

現在のホームページが、見やすく分別をすく、中身が充実しているとはますが、平成27年に導入した現システムの契約期間が令和7年9月まであるますが、平成27年に導入した現システーとから、現時点での大幅なリニュー

討し、改善に努めます。
て、手順、マニュアルが定められていて、手順、マニュアルが定められていれるため、こうした記事の更新についいがったところもあるため、十分に検がかったところもあるため、中がには長いない内容も見受けら

考えています。 ページでも、外部へのPRにはまずは Rの方策を検討することとあわせて効 来的に進めていくことが必要だろうと 果的に進めていくことが必要だろうと

宇佐美 直道 議員

当町における指定管理者制度の見直し

図るものとされており、揖斐川町におとで、より効果的かつ効率的な運営をウのある民間事業者に管理を任せるこ特定管理制度は、公の施設をノウハ

度運用がされています。の手続き等に関する条例」に基づき制いても「公の施設の指定管理者の指定

町のホームページでは、現在45施設が指定管理者制度を導入していますが、必ずしも指定管理がうまくいってが、必ずしも指定管理がうまくいってが、必ずしも指定管理者制度を導入していますが、必ずしも指定管理者制度を

町長に質問します。

1 指定管理者の選定にあたり1 指定管理者の選定にあたり1 指定管理者の選定にあたり

題ありませんか。
②「藤橋農山漁村活性化定住圏創造施で、複数の企業での指定管理受託は問が、複数の企業での指定管理を必りますが、複数の企業での指定管理を必要をしていますが、その中のバーベースを表していますが、その中のバーベースを表していますが、その中のバーベースを表していますが、を表していますが、を表していますが、を表していますが、を表していますが、を表していますが、を表していますが、を表していますが、を表していますが、を表していますが、

ますか。
のようなメンバーで委員会を開いていすることになっていますが、いつ、どするときは、選定委員会に諮って選定するときは、選定委員会に諮って選定

の負担区分(町負担分)の中には、本①協定書に示される施設に係る諸経費ますが、内容や実態が不透明です。ますが、内容や実態が不透明です。

ませんか。 来指定管理料に含めるべきものはあり

②町負担経費は公募時に提示すべきで

またではありませんか。 るべきではありませんか。 3恒常的に町が負担している経費は、

が望まれますが 指定管理者には施設の適正な管理

ようにすべきではありませんか。加え、そのような事例が今後起きないん。その旨を他市町村のように条例に棟を丸ごと委託することはできませとはできないとされており、施設の1とはできないとされており、施設の1

町長

たっています。 し、適切に指定管理者制度の運用に当 町においても条例や運用方針を策定

ります。

明内の施設においては、新たな指定

明内の施設においては、新たな指定

明本が管理する施設もあり、そうした

設もあれば、昔から地元のグループや

では事業内容が芳しくない、ある

ではかには、昔から地元のがループや

の在り方についても見直しをしていき画等々しっかりと審査をし、指定管理管理者の適性、業務遂行能力、業務計られた施設もあるように、これからは指定管理者の交代により活性化が図

是示けべきで たいと思います。

総務部長

1点目の指定管理者の公募期間につれます。 半年以上前から行っています。 公募時期はないと考えます。 また、公募時期はないと考えます。 また、公募時期はないと考えます。 また、公募時期間ないと考えます。 また、公募期間に法的制めることから、町の基準と大きな乖離あることから、町の基準と大きな乖離が、岐阜県の公募期間が1か月以上でが、岐阜県の公募期間が1か月以上でが、岐阜県の公募期間に会験が、岐阜県の公募期間に会験が、岐阜県の公募期間につが、岐阜県の公募期間につが、岐阜県の公募期間につがます。

題はありません。行っても、施設をまとめて行っても間については、指定管理は施設ごとに2点目の複数企業での指定管理受託

3点目の選定委員会について、町で3点目の選定委員会にいます。3点目の選定委員会にいます。3点目の選定委員会にいます。3点目の選定委員会について、町で

ています。

4点目の施設に係る諸経費の負担区

がは、協定書内にリスク分担等を記載

ないますが、公募時の資料にも収支

がは、協定書内にリスク分担等を記載

分担等の資料を公表しています。ついては、公募時に収支見込やリスクラ点目の負担経費の公募時の提示に

要はありません。 6点目の町負担経費の債務負担行為を設定する必として契約や負担行為等の事務を執行として契約や負担行為等の事務を執行しており、債務負担行為等の債務負担行為 () のの原則に基づき、当該年度分の債務 () のの原則に基づき、当該年度分の債務 () のののののでは、町負担経費の債務負担行為

7点目の第三者への一括委託については、平成15年の総務省通知および当様書の中で指定管理者が第三者に一括委託できないことを記載しています。 同総務省通知では、条例で規定すべ き事項も記載されており、当町条例も き事項も記載されており、当町条例も 書す。また、違反行為があった場合に 指定を取り消すことができる旨も記載 指定を取り消すことができる旨も記載 おいます。

